

高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱 (抜粋)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、中山間地域に居住する障害児者や、重度障害や強度行動障害を有する障害児者が、住み慣れた地域でそれぞれの障害特性に応じた必要なサービスを利用し、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を目的として行われる次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業所又は当該事業所に対して助成を行う市町村及び広域連合（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業</p> <p style="padding-left: 2em;">令和4年12月16日障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」又は令和5年5月8日障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」による次に掲げる事業</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業</p> <p>(補助対象経費、補助基準額及び補助率)</p> <p>第3条 補助事業の実施主体及び補助先は、前条第1号から第9号までの規定に係るものについては市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とし、<u>前条第10号及び第11号に掲げる事業については事業所とする。ただし、前条第6号及び第7号に掲げる事業については中核市を、同条第10号及び第11号に掲げる事業については中核市に所在する事業所を除く。</u></p> <p>2 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 補助金の交付額は、別表第1に掲げる補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて得た額とする。ただし、前条第10号のアの事業については、この限りではない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和6年5月31日限り、効力を失う。ただし、第5条第5号から第8号まで、第7条、第8条第2項及び第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年7月3日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行する。なお、第2条第10号については令和2年1月16日から適用し、第2条第11号については令和2年3月10日から適用、第2条第12号については令和2年3月2日から適用する。</p> <p>附 則</p>	<p style="text-align: center;">高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱 (抜粋)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、中山間地域に居住する障害児者や、重度障害や強度行動障害を有する障害児者が、住み慣れた地域でそれぞれの障害特性に応じた必要なサービスを利用し、安心して暮らすことができるよう障害福祉サービス等の確保を目的として行われる次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業所又は当該事業所に対して助成を行う市町村及び広域連合（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(11) 新設</p> <p>(補助対象経費、補助基準額及び補助率)</p> <p>第3条 補助事業の実施主体及び補助先は、前条第1号から第9号までの規定に係るものについては市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とし、<u>前条第10号に掲げる事業については事業所とする。ただし、前条第6号及び第7号に掲げる事業については中核市を、同条第10号に掲げる事業については中核市に所在する事業所を除く。</u></p> <p>2 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 補助金の交付額は、別表第1に掲げる補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて得た額とする。ただし、前条第10号のアの事業については、この限りではない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、同年3月30日から施行する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の前日においても行うことができる。</p> <p>3 この要綱は、令和6年5月31日限り、効力を失う。ただし、第5条第5号から第8号まで、第7条、第8条第2項及び第3項、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年7月3日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行する。なお、第2条第10号については令和2年1月16日から適用し、第2条第11号については令和2年3月10日から適用、第2条第12号については令和2年3月2日から適用する。</p> <p>附 則</p>

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。ただし、第2条第10号から第14号までの遡及は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。ただし、第2条第10号については令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。なお、第2条第1号から第10号までの規定については令和4年4月1日から適用し、同条第11号については令和4年9月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。ただし、第2条第11号については同年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。ただし、第2条第10号から第14号までの遡及は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月28日から施行する。ただし、第2条第10号については令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。なお、第2条第1号から第10号までの規定については令和4年4月1日から適用し、同条第11号については令和4年9月5日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱による改正後の高知県障害福祉サービス等確保支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行し、同月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

(1)～(10)略

(11) 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

令和5年4月1日から令和5年5月7日までに要する対象経費等については次表のとおり。

	補助対象経費	補助基準額	補助率
ア	<p>新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所（以下のいずれかに該当する施設・事業所に限る。）において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービス継続に要した経費（具体的な対象サービス種別は、付表2のとおりとする。）</p> <p>① 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した施設・事業所（職員に濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）</p> <p>② 濃厚接触者に対応した施設・事業所</p> <p>③ 県から休業要請を受けた事業所</p> <p>④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①及び②の場合を除く。ただし、一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、付表4のとおりとする。）</p> <p>⑤ ①、③以外の事業所であって、当該事業所の職員が、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）</p>	付表2に定める額	定額
イ	<p>感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、以下のいずれかに該当する施設・事業所において、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において要した経費（具体的な対象サービス種別は、付表2のとおりとする。）</p> <p>① アの①又は③に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所</p>		

別表第1（第3条関係）

(1)～(10)略

(11) 新設

補助対象経費		補助基準額	補助率
ア	<p>新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所（以下のいずれかに該当する施設・事業所に限る。）において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービス継続に要した経費（具体的な対象サービス種別は、付表3のとおりとする。）</p> <p>① 利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した施設・事業所（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）が発生し、職員が不足した場合を含む。）</p> <p>② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所</p> <p>③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①及び②の場合を除く。ただし、一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、付表5のとおりとする。）</p> <p>④ ①以外の事業所であって、当該事業所の職員が、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）</p>	付表2に定める額	定額
イ	<p>令和5年3月31日現在に要する施設・事業所の利用者に必要なものを確保する観点から、以下のいずれかに該当する施設・事業所において、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において要した経費（具体的な対象サービス種別は、付表3のとおりとする。）</p> <p>① アの①又は②に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所</p> <p>② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所</p>		